

* 北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

告 示

○特定調達契約に係る入札の公告……………	(人事課)	38
○土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定……………	(環境推進課)	39
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定……………	(治山課)	39
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………	(治山課)	39
○森林法による通知に代える公示……………	(治山課)	40
○土地収用法による土地の立入りの通知……………	(建設部総務課)	40
○道路の供用の開始……………	(維持管理防災課)	41
○土砂災害警戒区域の指定……………	(維持管理防災課)	41
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………	(維持管理防災課)	42
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正……………	(調達課)	44
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	(財産管理課)	44

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）……………	44
----------------------------	----

道公安委員会規則

○北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則の一部を改正する規則……………	45
---------------------------------------	----

告 示

北海道告示第197号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成27年3月20日

北海道知事 高橋 はるみ

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
人事給与システムサーバ機器等の賃貸借 一式（1月当たりの単価）
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契 約 期 間 平成27年7月1日から平成32年6月30日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 納 入 場 所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(8)までによるほか、次による。

- (1) 平成25年北海道告示第3号、平成26年北海道告示第11号及び平成27年北海道告示第6号に規定する情報システムの開発の資格を有すること。
- (2) 当該物品に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。
- (3) ソフトウェア及びハードウェアの保守に関する十分な知識、理解及び経験のあるスタッフが確保されていること。
- (4) 当該物品の障害発生時に、迅速なメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 資 格 要 件 の 特 例

平成16年北海道告示第447号の2による。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

- (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成27年3月23日から同年4月17日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時30分までの間にしなければならない。
- (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、総務部人事局人事課のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/jnj/nyusatuinfo.htm>）においてダウンロードすることができる。
- (3) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失

平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(1)による。

6 資格に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道総務部人事局人事課
- (2) 所 在 地 札幌市中央区北3条西6丁目
- (3) 電 話 番 号 011-204-5026

7 契約条項を示す場所 北海道総務部人事局人事課 8 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館 11階 第4研修室 (2) 入 札 日 時 平成27年4月30日 午前10時30分（送付による場合は、同月28日までに必着） (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 9 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 10 契 約 保 証 金 契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。 11 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 7に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 12 送付による入札の可否 認める。 13 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 落札者の決定方法は、次によることとし、契約書の作成は要する。 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 14 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 15 そ の 他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織 (1) 名 称 北海道総務部人事局人事課 (2) 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 (3) 電 話 番 号 011-204-5026 16 Summary	A Nature and quantity of the products to be procured : Server machines B Bid tendering date and time : 10 : 30 A.M., April 30, 2015 (If mailed, bid must arrive no later than April 28, 2015) C Contact : Personnel Section, Personnel Affairs Division, Department of General Affairs, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan Phone : 011-204-5026 北海道告示第198号 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。 平成27年3月20日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 形質変更時要届出区域 小樽市稲穂1丁目9番29及び9番30の一部（次の図のとおり） 2 特定有害物質の種類 テトラクロロエチレン （「次の図」は省略し、その図面を北海道環境生活部環境局環境推進課に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第199号 森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。 平成27年3月20日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 解除予定保安林の所在場所 白糠郡白糠町チプタナイ1の1（次の図に示す部分に限る。） 2 保安林として指定された目的 霧害の防備 3 解 除 の 理 由 学校教育用地及び道路用地とするため （「次の図」は、省略し、その図面を北海道釧路総合振興局産業振興部林務課及び白糠町役場に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第200号 森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。 平成27年3月20日
---	--

北海道知事 高 橋 はるみ 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林 石狩市（次の図に示す部分に限る。） の所在場所 (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備 (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件 ア 立 木 の 伐 採 の 方 法 (㊦) 主伐は、択伐による。 (㊧) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (㊨) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林 札幌市（次の図に示す部分に限る。） の所在場所 (2) 保安林として指定された目的 風害の防備 (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件 ア 立 木 の 伐 採 の 方 法 (㊦) 主伐に係る伐採種は、定めない。 (㊧) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (㊨) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 3 (1) 指定施業要件変更予定保安林 札幌市（次の図に示す部分に限る。） の所在場所 (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健 (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件 ア 立 木 の 伐 採 の 方 法 (㊦) 主伐は、択伐による。 (㊧) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (㊨) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道石狩振興局産業振興部林務課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第201号	森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を帯広市役所の掲示場に掲示した。 平成27年 3 月20日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 通 知 の 内 容 平成27年北海道告示第122号 2 所在が不明な者 大丸倉庫株式会社、横山 和代、古川 武、大野 清徳、大野 公義、大野 有加 北海道告示第202号 土地収用法（昭和26年法律第219号）第11条第1項ただし書の規定により、次のとおり土地に立ち入る旨、通知があった。 平成27年 3 月20日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 起 業 者 の 名 称 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 2 事 業 の 種 類 北海道新幹線建設工事及び附帯工事 3 立ち入ろうとする土地の区域 北斗市市渡、村山及び中山 檜山郡厚沢部町字峠下 二海郡八雲町上の湯、わらび野、桜野、浜松、熱田、大新、春日、立岩、花浦、山崎及び黒岩 山越郡長万部町字豊津、字豊野、字国縫、字花岡、字中ノ沢、字平里、字大浜、字長万部、字旭浜、字栄原、字共立及び字静狩 寿都郡黒松内町字東栄、字大成及び字東川 磯谷郡蘭越町字川上 虻田郡豊浦町字新富 虻田郡ニセコ町字桂台、字西富、字絹丘、字黒川、字宮田、字里見、字元町、字有島及び字羊蹄 虻田郡倶知安町字比羅夫、字高砂、字岩尾別、南6条西3丁目、南4条西4丁目、南3条西4丁目、北3条西4丁目、北4条西4丁目、北6条西4丁目、北7条西4丁目、字琴平、字高見及び字末広 余市郡仁木町字尾根内 余市郡赤井川村字曲川、字明治、字都及び字落合 余市郡余市町字栄町 小樽市塩谷5丁目、天狗山1丁目、天狗山2丁目、天神2丁目、天神3丁目、奥沢5丁目、真栄2丁目、朝里川温泉1丁目、朝里川温泉
--	--

2丁目、新光町、春香町、桂岡町、見晴町及び星野町

札幌市手稲区手稲金山、手稲本町、手稲富丘、富丘6条4丁目、富丘5条4丁目、富丘4条4丁目、富丘4条3丁目、富丘3条3丁目、富丘2条3丁目、富丘2条2丁目、西宮の沢4条4丁目、西宮の沢3条3丁目、西宮の沢2条3丁目、西宮の沢2条2丁目及び西宮の沢2条1丁目

札幌市西区発寒9条14丁目、発寒9条13丁目、発寒9条12丁目、発寒9条11丁目、発寒9条10丁目、発寒9条9丁目、発寒8条5丁目、発寒7条5丁目、発寒7条4丁目、発寒6条4丁目、発寒6条3丁目、発寒5条3丁目、発寒5条2丁目、発寒4条1丁目、発寒3条1丁目、琴似4条1丁目、琴似3条1丁目、琴似2条1丁目、琴似1条1丁目、二十四軒4条1丁目、二十四軒3条1丁目及び二十四軒2条1丁目

札幌市中央区北14条西20丁目、北14条西19丁目、北13条西19丁目、北13条西18丁目、北12条西17丁目、北11条西16丁目、北10条西15丁目、北10条西14丁目、北9条西14丁目、北9条西13丁目、北8条西13丁目、北8条西12丁目、北7条西12丁目、北7条西11丁目、北6条西10丁目、北5条西9丁目、北5条西8丁目、北5条西7丁目、北5条西6丁目、北5条西5丁目、北5条西4丁目、北5条西3丁目、北5条西2丁目、北5条西1丁目、北5条東1丁目、北5条東2丁目、北5条東3丁目、北4条東4丁目、北4条東5丁目、北4条東6丁目、北4条東7丁目、北4条東8丁目、北3条東9丁目及び北3条東10丁目

札幌市北区北6条西6丁目、北6条西5丁目、北6条西4丁目、北6条西3丁目、北6条西2丁目及び北6条西1丁目

4 立 入 期 間 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

北海道告示第203号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成27年3月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

路線名及び縦覧場所	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 上士幌士幌音更線	河東郡音更町字音更西2線8番7地先から	平成27. 3.27
北海道十勝総合振興局	同郡音更町字音更西2線8番7地先まで	午前10時30分
帯広建設管理部		

道道 上士幌士幌音更線	河東郡音更町字音更西2線6番4地先から	平成27. 3.27
北海道十勝総合振興局	同郡音更町字音更北8線西11番10地先まで	午前10時30分
帯広建設管理部		
道道 北清水清水線	上川郡清水町字清水第4線67番6地先から	平成27. 3.20
北海道十勝総合振興局	同郡清水町北3条西6丁目14番1地先まで	
帯広建設管理部		
道道 北旭川停車場永山線	旭川市永山町16丁目43番地先から	平成27. 3.20
北海道上川総合振興局	同市永山町16丁目44番1地先まで	
旭川建設管理部		

北海道告示第204号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成27年3月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
高橋の沢川（Ⅰ－22－0050）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
松前郡松前町字赤神（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
三角点沢（Ⅰ－22－0060）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
松前郡松前町字赤神（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
十線沢川（Ⅱ－41－0150）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
上川郡愛別町字豊里（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
十一線沢川（Ⅱ－41－0160）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示

- 上川郡愛別町字豊里（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
中央一の沢川（Ⅱ－41－0190）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
上川郡愛別町字中央（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
旭川忠和8条4丁目（Ⅰ－4－81－3105）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
旭川市忠和八条四丁目、南が丘三丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 7(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
旭川忠和9条4丁目（Ⅰ－4－80－3104）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
旭川市忠和九条四丁目、南が丘三丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- （「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第205号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成27年3月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
松前赤神1（Ⅰ－2－308－1346）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
松前郡松前町字赤神（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
松前赤神4（Ⅰ－2－309－1347）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
松前郡松前町字赤神（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
松前赤神7（Ⅰ－2－310－1348）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
松前郡松前町字赤神（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
松前赤神3（Ⅱ－2－207－990）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
松前郡松前町字赤神（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
松前赤神5（Ⅲ－2－62－443）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
松前郡松前町字赤神（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 松前赤神 6 (Ⅲ－2－63－444) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡松前町字赤神 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 松前赤神 8 (Ⅲ－2－64－445) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡松前町字赤神 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 愛別豊里 3 (Ⅱ－4－29－1545) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 上川郡愛別町字豊里 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 九線沢川 (Ⅱ－41－0140) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 上川郡愛別町字豊里 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 十二線沢川 (Ⅱ－41－0170) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示	上川郡愛別町字豊里 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 パンケ十五線川 (Ⅱ－41－0180) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 上川郡愛別町字中央 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 中央二の沢川 (Ⅱ－41－0200) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 上川郡愛別町字中央 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 旭川嵐山 1 (Ⅱ－4－3－1519) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 旭川市江丹別町嵐山 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 旭川嵐山 2 (Ⅱ－4－4－1520) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 旭川市江丹別町嵐山 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
---	--

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 旭川忠和 2 (Ⅲ－4－3－562) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 旭川市神居町忠和 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり (「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。) 北海道告示第206号 昭和53年北海道告示第3728号(北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定)の一部を次のように改正する。 平成27年 3 月20日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 北海道収入証紙元売りさばき人の項株式会社北洋銀行の事項の次に次の 1 事項を加える。 一般社団法人北海道警友会 指定年月日 平成27年 3 月20日 北海道告示第207号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成27年 3 月20日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 落札に係る物品等の名称及び数量 (1) 北海道庁本庁舎等で使用する電力 ア 予定契約電力 1,960kW イ 年間予定使用電力量 5,061,000kWh (2) 北海道庁別館西棟庁舎で使用する電力 ア 予定契約電力 169kW イ 年間予定使用電力量 319,700kWh 2 落札を決定した日	平成27年 2 月26日 3 落札者の氏名及び住所 (1)ア 氏 名 株式会社エネット イ 住 所 東京都港区芝公園二丁目 6 番 3 号 (2)ア 氏 名 丸紅株式会社 イ 住 所 東京都千代田区大手町一丁目 4 番 2 号 4 落札金額 (1)ア 基本料金 1,393円 イ 電力量料金 18.12円 (2)ア 基本料金 1,350.79円 イ 電力量料金 17.62円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成27年 1 月16日付け北海道告示第37号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道出納局集中業務室財産管理課 (2) 所在地 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目
	総合振興局告示及び振興局告示 北海道上川総合振興局告示第56号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成27年 3 月20日 北海道上川総合振興局長 紺 谷 ゆみ子 1 落札に係る物品等の名称(1リットル当たりの単価)及び調達予定数量 (1) A 重油(旭川地区その 1) 174,000リットル (2) A 重油(旭川地区その 2) 298,000リットル 2 落札を決定した日 平成27年 3 月 5 日 3 落札者の氏名及び住所 (1)ア 氏 名 旭川石炭燃油株式会社 イ 住 所 旭川市大町 2 条 7 丁目21番地287 (2)ア 氏 名 株式会社ホクレン油機サービス イ 住 所 札幌市厚別区厚別中央 1 条 5 丁目 1 番10号

- 4 落札金額
- (1) 57円
- (2) 54円
- 5 契約の相手方を決定した手続
- 一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
- 平成27年2月6日付け北海道上川総合振興局告示第5号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道上川総合振興局地域政策部総務課需品係
- (2) 所在地 旭川市永山6条19丁目1番1号

北海道十勝総合振興局告示第40号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成27年3月20日

北海道十勝総合振興局長 濱 崎 隆 文

- 1 落札者に係る物品等の名称及び数量
- 乗用自動車の賃貸借（12台） 一式（1月当たりの単価）
- 2 落札を決定した日
- 平成27年3月3日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 氏 名 株式会社トヨタレンタリース帯広
- (2) 住 所 帯広市東3条南10丁目7番地
- 4 落札金額
- 310,780円
- 5 契約の相手方を決定した手続
- 一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
- 平成27年1月20日付け北海道十勝総合振興局告示第4号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道十勝総合振興局地域政策部総務課
- (2) 所在地 帯広市東3条南3丁目

道 公 安 委 員 会 規 則

北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月20日

北海道公安委員会委員長 横 内 龍 三

北海道公安委員会規則第5号

北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則の一部を改正する規則

北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則（昭和32年北海道公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

区 分		警 察 官					警察官以外 の職員	合 計
		警 視	警 部	警部補及び 巡査部長	巡 査	計		
組織別	北海道警察本部	173	254	1,234	463	2,124	557	2,681
	札幌市警察部	(2)	(8)	(9)		(19)	(5)	(24)
	北海道警察学校	12	14	46	270	342	30	372
	札幌方面警察署	101	217	2,324	1,552	4,194	242	4,436
計		286	485	3,604	2,285	6,660	829	7,489
函館方面	本 部	19	41	141	48	249	60	309
	警察署	22	39	397	203	661	44	705
	計	41	80	538	251	910	104	1,014
旭川方面	本 部	19	41	160	57	277	64	341
	警察署	27	58	593	278	956	70	1,026
	計	46	99	753	335	1,233	134	1,367
釧路方面	本 部	23	42	173	50	288	65	353
	警察署	24	48	526	290	888	60	948
	計	47	90	699	340	1,176	125	1,301
北見方面	本 部	18	33	95	22	168	48	216
	警察署	15	29	254	118	416	31	447
	計	33	62	349	140	584	79	663
合 計		453	816	5,943	3,351	10,563	1,271	11,834

注1 警察教養施設において、新任者として訓練中の者の定員は、北海道警察学校に含め

る。

2 札幌市警察部の定員は、兼任制のため内数による再掲である。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

正 誤

○平成27年2月27日（第2661号）

北海道告示第136号（土地改良区の役員の就任及び退任の届出）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	欄	行
3	左	29
誤	岩佐	
正	荏佐	
3	右	3
誤	岩佐	
正	荏佐	